

<2019年5月25日改訂>

(下線部は変更箇所)

新（変更後）	旧（変更前）
<p>店頭外国為替保証金取引説明書(外貨ネクストネオ)</p> <p>(略)</p> <p>I. 店頭外国為替保証金取引のリスクおよび委託財産の管理方法について</p> <p>(略)</p> <p>II. 店頭外国為替保証金取引のリスクについての説明</p> <p>(略)</p> <p>III. 店頭外国為替保証金取引説明ガイド</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 口座開設について</p> <p>(略)</p> <p>●当社が定める基準を満たしていること。当社の基準の主なものとは以下のようになっております。</p> <p>(1) ～ (5) (略)</p> <p>(6) <u>18才以上80才以下の行為能力を有する個人であること。お客様が法人の場合、売買担当者が20才以上80才以下の行為能力を有する個人であること。ただし、18才以上20才未満の個人のお客様（既婚者は除きます。）につきましては、当社所定の書面による法定代理人の同意および当社が指定する書面の提出があること</u></p> <p>(7) ～ (10) (略)</p> <p>(11) 名義の如何を問わず、同一のお客様が本取引において既に口座を保有していないこと。<u>ただし、所定の基準に基づき当社が承諾した場合を除く</u></p> <p>(12) ～ (16) (略)</p> <p>以下省略</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>店頭外国為替保証金取引説明書(外貨ネクストネオ)</p> <p>(略)</p> <p>I. 店頭外国為替保証金取引のリスクおよび委託財産の管理方法について</p> <p>(略)</p> <p>II. 店頭外国為替保証金取引のリスクについての説明</p> <p>(略)</p> <p>III. 店頭外国為替保証金取引説明ガイド</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 口座開設について</p> <p>(略)</p> <p>●当社が定める基準を満たしていること。当社の基準の主なものとは以下のようになっております。</p> <p>(1) ～ (5) (略)</p> <p>(6) <u>20才以上80才以下の行為能力を有する個人であること。お客様が法人の場合、売買担当者が20才以上80才以下の行為能力を有する個人であること。</u></p> <p>(7) ～ (10) (略)</p> <p>(11) 名義の如何を問わず、同一のお客様が本取引において既に口座を保有していないこと。</p> <p>(12) ～ (16) (略)</p> <p>以下省略</p> <p style="text-align: right;">以上</p>